

1.3 工事記録

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、工事記録にて次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。

- 1) 使用機器と仕様
- 2) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を工事記録にて協議する。なお、工事記録は実際に遠隔臨場の実施を協議する時点で作成するものとし、工事着手時に作成する必要はない。

1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を工事記録にて協議する。

2) Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用するWeb 会議システム等を**工事記録（変更施工計画書等の添付図書を含む）施工計画書**に記載する。

遠隔臨場の機器構成にコミュニケーションツールを用いる場合、工事記録**またはその添付図書（変更施工計画書等）**に下記（1）～（7）が記載され、それぞれが順守されていることを確認すること。

- （1）業務以外での利用を行わないこと。
- （2）発注者の埼玉県がホストとなること。
- （3）受注者の接続回線にフリーWi-Fiを用いないこと。
- （4）使用する端末は、OSのセキュリティパッチやソフトウェアアップデートが最新である等、情報セキュリティが確保されていること。
- （5）画面や音声の関係者以外の目や耳に触れない場所で利用すること。
- （6）発注者のミーティングルームには、**工事記録等施工計画書**または施工体系図に記載された者以外接続させないこと。
- （7）その他、利用に際しては事前に受発注者で確認を行うこと。

(2) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。また、遠隔臨場を実施する項目は段階確認検査一覧表に「遠隔臨場」と記載すること。

なお、適用する確認項目については令和5年3月 国土交通省「建設現場における遠隔臨場に関